

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法

律の一部を改正する法律案(衆第六号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を延長する等の必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成二十七年三月三十一日まで五年間延長する。
- 二、地震対策緊急整備事業計画の関係都道府県知事への作成の義務付けを廃止し、任意事項とする。
- 三、公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、現行法では二分の一とされている国の負担割合を三分の二とする。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。ただし、二及び三は、平成二十二年四月一日から施行する。